

船舶事故調査報告書

令和4年10月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 同乗者負傷 |
| 発生日時 | 令和3年7月25日 14時15分ごろ |
| 発生場所 | 大分県大分市田ノ浦ビーチ北方沖 大分港西大分地区西防波堤灯台から真方位286° 2.0海里付近 (概位 北緯33° 15.6′ 東経131° 32.9′) |
| 事故の概要 | 水上オートバイ ^{しんぐわ} 新宮丸は、遊走中、同乗者が落水して負傷した。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年11月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 水上オートバイ 新宮丸、0.1トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 294-25001大分、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊 同乗者 |
| 負傷者 | 重傷 1人（同乗者） |
| 損傷 | 本船 なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、前部座席に腰を掛け、同乗者1人を後部座席ではなく、リアデッキに座らせて遊走中、波を利用してジャンプをしたところ、同乗者が後方に落水した。</p> <p>船長は、落水した同乗者に本船を接近させた際、同乗者が出血していることに気付いた。</p> <p>同乗者は、船長から出血している旨を指摘され、自身が負傷していることに気付いた。</p> <p>同乗者は、いつ、どのようにして負傷したのか記憶がなかった。</p> <p>同乗者は、船長が手配した救急車で病院に搬送され、下半身に裂傷等と診断された。</p> <p>運輸安全委員会は、水上オートバイから落水した同乗者が、船尾のジェットノズルから放出された噴流を下半身の開口部に受け、内臓を損傷するなどして死傷する事故が平成23年以降ほぼ毎年のように発生しているので、運輸安全委員会ダイジェスト第32号（平成31（2019）年3月発行）により、複数の事例を紹介し、水上オートバイ乗船者にウェットスーツボトムを着用を促すなど注意を呼び掛けている。</p> <p>同乗者は、Tシャツ、スパッツの上に短パン及び救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | 本船は、遊走中、船長が、同乗者をリアデッキに座らせた状態で波 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>を利用してジャンプをしたことから、同乗者が後方に落水して負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者は、後方に落水した際、船尾のジェットノズルから放出された噴流を受けて負傷した可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が遊走中、船長が、同乗者をリアデッキに座らせた状態で波を利用してジャンプをしたため、同乗者が後方に落水したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、同乗者を後部座席に正しく座らせること。 ・水上オートバイの船長は、同乗者がある状態でジャンプするなど落水して負傷するおそれのある危険な運転を行わないこと。 ・水上オートバイの乗船者は、落水時に負傷しないようウェットスーツボトム等を着用すること。 |